

平成 26 年 11 月 7 日

特定個人情報保護委員会事務局 御中

一般社団法人コンピュータソフトウェア協会
会 長 荻 原 紀 男

「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（案）」（本文、別添
及び別冊による構成）に関する意見

意 見	<p>(該当箇所) 本文・別添・別冊の 50 ページ 16 行目 (意見) 中小規模事業者の定義について、中小企業基本法に規定されている 300 名としていただきたい。 (理由) 中小規模事業者の定義について、設定された 100 名以下の基準につい ての法的根拠が不明である。一般的に中小企業経営者は中小企業基本 法や租税措置法、労働基準法などに規定する従業員数・資本金額を元 に、従業員の調達から育成、組織配置の最適化をはかっている。新し い基準が設けられた場合、これが制約条件となり、企業経営の判断に 大きな支障をきたす恐れがある。従前の存続法を元に中小規模事業者 の定義を設定することが望ましいと考える。</p>
	<p>(該当箇所) 本文・別添・別冊の 24 ページ 11 行目 (意見) 「扶養控除等申告書のように毎年個人番号と共にその提供を受ける必 要がある場合を除き、」を削除し、「可能であると解される。」の後に「た だし、扶養控除等申告書などは毎年個人番号とともに提供を受けるよ うに法令で定められているので留意が必要である。」と追記していただ きたい。 (理由) 従業員となる者は雇用契約の締結後に入社手続きの一環として、扶養 控除等申告書を給与支払者となる事業者へ提出する。本案の表現では、 雇用契約の締結時点で扶養控除等申告書の提出を求めることができな い、と読み取れるので事業者の実務上で支障があるため。</p>

	<p>(該当箇所) 本文 ・ 別添 ・ 別冊 の 27 ページ 4 行目、11 行目</p> <p>(意見) 会社設立の健康保険組合が、会社の業務システムに保管された健康保険被保険者である従業員の個人情報ファイルを会社と共用（個人情報保護法第 23 条第 4 項第 3 号）している。この場合に、個人番号が追加されて特定個人情報ファイルとなっても同様の運用を継続できることを認めていただきたい。</p> <p>(理由) 認められない場合、健康保険組合においてシステム整備や業務運用で負担増大が強く懸念されるため。</p>
	<p>(該当箇所) 本文 ・ 別添 ・ 別冊 の 30 ページ 30 行目</p> <p>(意見) 「個人番号が記載された書類等を受け取る担当者」は、番号法第 16 条の本人確認の措置が行えることを明確化していただきたい。</p> <p>(理由) 事業者内で本人確認を行える部署・人に法令上の制約があるかを、ユーザーから数多く質問されるので例示・明示いただきたいため。</p>